

平成 19 年 9 月 20 日

淀川水系流域委員会 様

佐 治 行 雄

川上ダムの本体工事早期着工を求める意見書

私たち地域住民は、昔から度重なる大水害に苦しめられてきました。同じ年に二度も三度も地区大半の家屋が床上浸水し、壁の乾く間もなかったことを身をもって体験しています。そして二十八年災害では、致命的なダメージを受けました。

さて、過去において私どもの地域では、安政二年には二度の大水害、明治三年九月の大水害（午年の水害）と、家屋の流失、水死者も出ました。

これら過去の大水害でも深いダメージを受け、我慢の限界に達した住民らが、苦しみの中から立ち上がり、もっと高いところへ移ろうと行政に陳情を重ねた結果、現在の地、明治屋敷に城跡一万二千歩余りを譲り受け、国からわずか四千円の助成を受け、村を上げての“出合い”による集団移居を執行したのです。そして明治十年七月、四年がかりで避水移居が完了しました。

これで、家屋だけでも水害から回避できたかと思っただのもつかの間、今まで以上の河川の氾濫が起り、田畑の浸水は面積を広げ、やっとの思いで移居した住居にも襲ってきたのです。その時の私たちの祖先の気持ちを思うと、さぞや悔し涙を流したことでしょう。原因はやはり岩倉峡と青山から流れてくる雨水の氾濫による大洪水でした。

過去何年かの住民対話集会意見交換会の中で、私たちが訴えてきたように、岩倉峡が堰になり、大雨のたびに青山方面から流れてくる大量の雨水が氾濫して逆流する危険に絶えずさらされております。岩倉峡の開削ができればよいのですが、木津川下流の大阪が反対していることも承知しております。過去の国との話し合いの中で「岩倉峡の開削はできないが、青山に川上ダムを建設する事と、遊水地を作ることで、木津川上流の水量調節は可能だから、遊水地の協力をしてほしい」との呼びかけに対し、藁をもすがらる思いで国の方針を受け入れ、流域周辺の4地区で250ヘクタールという広大な田畑を遊水地として協力してまいりました。

遊水地は個人の土地にもかかわらず、地役権設定で土地利用において規制があり、大きな支障をきたしていますが、その遊水地事業自体も堤防工事が遅々として進んでいないのが現状です。

今後、地水面においても利水面においても川上ダムが絶対必要です。住民の生命と財産にかかわることです。いつまでも時間をかけて、議論をされるのは疑問を感じます。流域委員会方々も水害で苦しんできた地元住民の声、実態を真摯に受け止めていただき、川上ダム本体工事早期着工のご決断を一日も早く出していただきたくお願い申し上げます。